

政統発0703第6号
令和8年7月3日

各都道府県知事 殿

厚生労働省政策統括官
(統計・情報システム管理、労使関係担当)
(公 印 省 略)

令和8年医療施設静態調査に関する事務の処理基準について（通知）

医療施設調査（統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計「医療施設統計」を作成するための調査）の実施につきましては、平素から格段の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

医療施設調査に関する事務につきましては、統計法施行令（平成20年政令第334号）第4条により法定受託事務と位置づけられ、また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9において、国は地方公共団体が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準（以下「処理基準」という。）を定めることができるとされております。

つきましては、令和8年医療施設静態調査に関する事務の処理基準を下記のとおりといたしますので御了知いただきますとともに、指定都市、中核市、保健所を設置する市（指定都市及び中核市を除く。）及び特別区の市区長に対する連絡につきましても、併せて貴職からよろしくお取り計らい願います。

なお、下記の処理基準から除外されている事項につきましては、地方自治法第245条の4に基づく「技術的な助言」となりますので、併せて御了知願います。

記

1. 令和8年医療施設静態調査の実施について（通知）（令和8年7月3日付政統発0703第5号）中「2 調査の対象」、「5 調査の方法」のうち（2）～（5）、「6 調査の系統」及び「7 調査票の審査及び提出」
2. 令和8年医療施設静態調査実施要領中「Ⅱ 調査の流れ」、「Ⅲ 調査票の提出方法」のうち第1の3、4及び第2、「Ⅳ 調査事務」、「Ⅴ 調査票の記入要領、審査の要点」のうち第1～3